

(整理番号 2506)

長野地方最低賃金審議会

第 2 回長野県最低賃金専門部会 議事録

令和 7 年 11 月 27 日 公開

開催日時	令和 7 年 7 月 30 日 13 時 30 分 ~ 14 時 40 分		
場所	長野労働局 1 階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 長野県最低賃金の改正審議について 2 その他		
議事録	<p>開会</p> <p>○岡田賃金室長</p> <p>それでは定刻となりましたので、ただいまより、長野地方最低賃金審議会、令和 7 年度第 2 回長野県最低賃金専門部会を開催いたします。まず、定足数の確認です。本日の専門部会は、公益代表委員の広瀬委員が長野地方最低賃金審議会長野県最低賃金専門部会運営規程第 3 条に基づくテレビ会議システムにより 14 時 30 分までのご出席となりますので、ご了承ください。その上で、出席者は、委員総数委員 9 名中 9 名全員のご出席をいただいておりますので、最賃審議会令第 5 条第 2 項に基づき、本部会は有効に成立していることをご報告します。また、本日は 3 名が傍聴に、報道機関 2 社が取材に来られる予定であることを併せてご報告いたします。</p> <p>それでは、議事の進行に先立ちまして事務局から配付資料の説明をさせていただきます。配布資料 No.1 をご覧ください。こちらが長野県の最賃額改定に伴う影響率がわかる令和 7 年度賃金実態調査結果報告書です。表紙をおめくりいただきまして、1 の調査の概要ですが、(1) 調査対象産業及び調査対象事業所規模につきまして、調査の対象は、こちらに記載の各産業とし、E (製造業) G413 (新聞業) G414 (出版業) I56 (各種商品小売業) につきましては 100 人未満、他の産業については 30 人未満の常用労働者を雇用する民営事業所を対象に実施しております。(2) 調査実施集計事業所及び労働者数は、長野県最低賃金に係る集計事業場数は 1,002 件、復元倍率に基づいた労働者数は、341,733 人となっており、昨</p>		

年度の数と大きな違いはございません。(3)調査対象期間及び調査方法は、令和7年6月分の賃金・労働時間について、通信調査により実施しており、その結果が、数枚おめくりいただいた別添の横表の総括表(1)になります。表の見方ですが、現在の県最賃額が998円ですので、1行前の997円の行を見ると、997円以下の労働者が3,908人、カッコ書きの全体に占める割合は1.1%となりますので、現在の県最賃の最低賃金未満の労働者の率は1.1%ということになります。また、これから金額が改定され、仮に1,003円になった場合は、1行前の1,002円の行を見ると、1,002円以下の労働者が43,094人、全体の12.6%となりますので、最低賃金改定により影響を受ける労働者の率は、12.6%ということになります。少し表の見方が特別なので、分かりやすくした表が、数枚戻っていただいた縦の表になります。この表は行をずらすことなく1行で見て分かるものになっておりますので、先ほどの1,003円に改定された場合の影響率は12.6%ということになります。続きましてNo.2をご覧ください。No.2が長野県の最賃額改定の推移表であり、こちらの方に過去の最賃額、引上額、目安額、引上率、未満率、影響率が分かる資料です。続きましてNo.3をご覧ください。資料No.3は、長野県内のハローワークで受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出した、令和7年5月分の求人募集における上限額と下限額が分かる資料です。続きまして資料No.4をご覧ください。こちらのNo.4は昨日7月29日に行われました中央最低賃金審議会の第4回目安に関する小委員会における配付資料の報告になっております。昨日の長野での第2回本審の配付資料23として第1回目安に関する小委員会配付資料を配付させていただいておりまして、ここにある主要統計資料という資料がありましたが、そのデータを更新したものがこちらの資料になります。以上でございまして、このNo.1からNo.4の資料について、これから審議において参考にしていただければと思います。

それではからの審議につきまして、山本部会長よろしくお願ひいたします。

山本部会長

皆さん、こんにちは。連日のご参加ありがとうございます。いよいよ本日から最低賃金の実質的な金額審議ということになりますが、長野県の実情を反映し、労使のイニシアティブの下、双方にとって納得感のある結論を目指していきたいと思いますので、活発なご議論のほどよろしくお願ひいたします。なお、中央最低賃金の目安に関してはご承知のことかと思いますが、本日時点ではまだ出ておりませんので本日では目安の伝達はないというような状況になります。審議に当たりましては、昨年度と同様ですが、第2回以降の部会、本日以降の部会に関しては、「長野地方最低賃金審議会会議公開要綱」別紙により、原則として公開とするが、公開することにより個人情報の保護に支障をきたす等、公開による不利益が生じるおそれがある場合は、部会長の判断で非公開とすることができますというルールになっております。しかしながら、今申し上げた要件というのは、部会長が直ぐに判断できる要件ではありませんので、進行をしながら、都度、労使委員の皆さんに公開・非公開のご意見を伺いながら進めていきたいと思います。公開・非公開に関する大きな考え方としては、例えば、公労・公使といった2者協議は非常に秘密性が高いため非公開とし、公労使の3者協議は公開というのが基本的な考え方として捉えております。審議の透明性をできる限り確保する観点

から、進行の都度、委員の皆様のご意見をお伺いしながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。それでは本日の議事録確認委員を指名します。労働者代表委員から風間委員、使用者代表委員から鈴木委員にお願いします。

山本部会長

それでは、次第に沿って進めてまいります。まず、議題（1）の長野県最低賃金の改正審議についてです。本日より、長野県の最低賃金の具体的審議に入りますが、例年ですと、まず労使双方から基本的な考え方を発表していただき、その次に基本的な考え方に対する質疑、その後もし金額提示のご準備があるとすれば、金額の提示をいただきまして、その金額に対して議論をするといった4段階での流れになると思います。本日は、先ほどお伝えしたとおり、目安伝達がない中での審議となりますので、まずは1つ目の基本的な考え方の発表とそれに対する労使の質疑までを行うこととし、ここまで公開とします。その後の金額の提示については、本日労使の方のご準備があるようならお願いをしますが、その際の公開、非公開については、改めて各委員にお諮りすることにします。それでは、例年にならって、まず労働者代表委員から今年度の改正審議に向けた基本的な考え方、ご主張を発表していただきますようお願いします。

斎藤委員

前回にも申し上げたとおり、労働側は金額というものに非常にこだわってやっていきたいと思っております。全体的にも1,500円という数字を目指すうえで、本年の立ち位置がどこにあればいいのかということを考えながら、皆さんにお示しをしながらやっていきたいと思います。その中でも、今季春闘といわれる組織の労働者の状況から言いますと、賃上げ率が5%台というような数字が出てきています。これは30数年ぶりの高い数字となっております。これは、我々だけではなくて経営者側の英断もあったというように思っていますが、これを労働組合が未組織の中で働く皆さんに波及していくかなければいけないと思っております。地域別の最低賃金についても、いわば生存権というものを確保するための労働の対価としてふさわしい金額にしていきたい。やはり、全都道府県で1,000円以上というものは最低限クリアしていかなければいけないと思っておりますので、これから議論の中で皆さんに資料を示しながらご理解をいただいて、次のステージというものを確保したいと思っております。よろしくお願いいいたします。

山本部会長

ほかに何か補足等ございますか。

風間委員

今発言があったとおりですが、長野県内でも多くの企業で昨年に続く大幅な賃金の引き上げが行われています。最賃は昨年全国過重平均が1,055円となりましたが、長野県はまだまだ追い付いていません。この最低賃金の引上げは、人材流出防止、人材確保につながるもの

ですから、ぜひそれに見合った金額を論議していきたいと思いますし、地域間の格差を縮めるためにもそれに見合った引上げが必要と考えておりますので、そういった点も踏まえて議論をしていきたいと思います。

山本部会長

ありがとうございます。

竹村委員

私からは、連合の最低賃金に対する考え方ですが、中期的には一般労働者の賃金の中央値といわれるものについて6割を目指していきたいと考えております。政府は5年後くらいに1,500円という話をされていますが、連合としては、段階的に12年かけて1,500円を目指していきたいというような考え方を持ち、賃金の中央値の6割に向けた話を進めていくことになります。あと、生存権というところですが、現在はアルバイト・パートタイムの労働者について補助的な収入というような考え方方が無くなってきておりまます。一人で、シングルで、男性も女性もある程度子供を育てていくというような中であれば、やはり補助的ではなくて一家の大黒柱として生活費を稼ぐということになりますので、そういったところできちんとした収入を確保できる最低賃金が必要であると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

山本部会長

ありがとうございます。次に、使用者代表委員から基本的な考え方の発表をお願いします。

鈴木委員

長野県の最低賃金も随分上がってきまして、今998円ですが、あと2円で1,000円に到達するというところで、やはりこれだけ連続して上がりますと今後の影響というのもあると思います。その中で長野県内の産業の景気動向を見て賃金支払能力をつけていかなければいけないというところで、今言われております価格転嫁についても、十分進んでいるのかと言われると、昨日の堀会長さんからも実際には価格転嫁がすべて進んでいるわけではないとのお話をありました。そうは言っても、堀会長さんは素晴らしい、経営革新を進めながら、新しい契約の中で価格転嫁出来ているのだと思うのですが、そういうことも含めて中小企業でもっと価格転嫁ができるようになっていければと思います。

確かに物価の変動を踏まえて賃金を上げていかなければならぬというのは痛感するところですが、やはり中小企業が支払っていくという現実的なところを今の長野県の経済の状況を見て踏まえていただきたいと思います。

肇山委員

よく分かっていらっしゃると思うのですが、経営者は給料を上げていきましょうと皆さん

おっしゃってありますし、昔と変わって今の経営者は本当に社員さんを大事にしていて、そういう会社が発展しています。これは間違いないと思います。ですので、毎年毎年の賃上げに関しても経営者さんは前向きにやっているので、この4年間で149円という非常に上がったことにも一般的には対応できていると思います。でも、やはり一気に4年間で150円近く上がると、もう上げられないという企業さんはたくさんあると思います。それが今回の最低賃金の対象になるかもしれないですが。いわゆる上げるために、または人材をとるために、変な話ですが社員さんを辞めさせなければいけないというケースがあるかもしれないし、事業を縮小しなければならないケースもあるだろうし、または合併や吸収の方に進む企業もあるだろうと思いますが、私たちは、何かと給料を上げる中でそういう企業がいわゆる倒産とか吸収、合併または人を切るような方向にならないような形で、何とか数字をまとめていきたいと思っております。従業員さんの賃上げは当然ですが、小規模の事業者さんが何とか耐えられるような幅で考えていきたいと思っております。そのあたりは、中小・小規模企業の実態もしっかり見聞きして判断してまいりたいと思っています。あまりにも急激に上がりすぎているというのもありますし、今年もまたどれくらい上がるかわかりませんが、それに耐えられなくなってしまうと元も子もありませんので、そのあたりをよく見ながらお互い協議していければなと思います。

○山本部会長

ありがとうございます。

○中村委員

長野県経済の景況感といえば、日銀の短観とかいろんな機関の調査がありますけど、日銀は大きな企業を中心の調査になっています。長野経済研究所などは、中小にも目を向けた調査になっていますが、今日の新聞にも出ている政策金融公庫や財務事務所の統計については、政府の統計ということで、これについても割と大きめの企業が中心です。そんなこともあって景況感もそれぞれの見方でばらつきがあるかなと思いますが、日銀調査では横ばいとか回復傾向にあるというのが出ますけれども、一方、中小・小規模事業者に目を向けた統計では、非常に製造業を中心に苦しい、厳しいというような出方もしています。その中で我々も全国的な全国連という組織もありますし、私どもの方でも個々に中小企業の景況調査もしておりますが、その中でも特に最低賃金にかかるような中小・小規模事業者の経済関係が苦しいというようなものが出てきておりまして、特に物価高という点は消費者だけではなくて企業物価も高くなっているわけですから、非常に売り上げと採算の収益のところの乖離が出てきている、収益力がなくなってきた、こういうような状況かなと思っています。その中で物価高騰による大きな影響もありながら、価格転嫁について言われますけれども、中小企業庁の出す統計では、半年ごとにフォローアップ調査をやっていると思いますが、6割から7割方できているというような内容ですが、小規模の事業者はそんなことはなくて、全国連でも全国の小規模の事業者も調査しておりますし、私どもも長野県の多くの会社に調査させてもらっていますけれども、価格転嫁率はかなり低い10%台と相当低いと思います。つま

り厳しいと言っているのが6割、7割ということです。政府が大企業中心の調査を見た捉え方もあると思いますが、実態は全然違うということをご理解いただければと思います。人手不足の進行問題は深刻でございますので、賃上げ、これはやっていかなければならないし、地域経済を回さないといけないので、これは必要なことであり重要なことだと思っていますけれども、それは経営者も分かっています。鰐山委員からもお話がありましたけれども、その中で一生懸命やっているということですが、要するに企業の給料というものの出し方が防御的ですね。いわゆる人を取りたい、確保したいと言わんがために上げているわけですが、それは収益力がない中で上げている、上げて提示してなおかつ好条件を出しても応募がないという状況が、建設業とかそういう業種を中心に出でてきているということになりますので非常に厳しい。これから追々、議論の中に出てくるかなと思います。その中で、小規模の事業者、最低賃金のことは労働者の方々の生活の保障とかそういう部分もありますけれど、企業さんの方の特に小さなところはですね、セーフティーネットとは言いませんけれども、そこを壊してはいけないというようなことがあるわけですが、実際は地域に回ってみると、南信の方の企業が、昨年賃上げをしなきゃいけないということで、一生懸命やっているけれども、そのために従業員の方にお詞めいただくというような事例も出てきています。そのために経営がなかなか難しくて事業承継も難しくて、その点をどうするかという相談が結構来たりしております、そういう部分についても、しっかり実態を踏まえていただくとよろしいのではないかと思います。言いたいことはたくさんありますけれど、個々の議論の中でお話ししたいと思います。

○山本部会長

ありがとうございました。ただいま、労使双方から今年度の改正審議に向けた基本的な考え方方が示されました。これについて、質問・ご意見等がありましたらお願ひいたします。

○中村委員

昨日のツルヤユニオンの方からお話しをいただいて、竹村委員からもパートタイム労働者にはシングルの方がいて大黒柱になっているということですが、実態としてどのくらいの方がいらっしゃるのですか。大黒柱というところが気になりますが、扶養の捉え方とか扶養の割合とか社会保障とかを考えたときに、そういうところにも関連するわけですが、その辺はどんな感じで受け止められているのですか。

竹村委員

文書の方にも書いてあるとおり明確な数字というものは実際に把握できていないといったところです。ただそういう方が少なからずいらっしゃるということで、そういった方々たちが最低賃金近傍で苦しい生活をされているということですが、現状の数字やツルヤさんの中での数字というものは個人情報の問題などがあって聞き取れていませんというのが実際です。

○山本部会長

ありがとうございます。中村委員よろしいですか。ほかにご意見ご質問ある方いらっしゃいますか。

○斎藤委員

価格転嫁が進まないというのは、主に何が原因なのでしょうか。それは親会社が払わないとかただそれだけなのでしょうか。

鈴木委員

自ら交渉に動くということも当然なればいけないと思うのですが、一度交わした契約を終了するまではその先に行けないというのも現実的にあることだと思いますし、やはり今まで人件費という部分が、発注企業とのやり取りの中で出てこなかったというのも現実的にあるのではないでしょうか。

中村委員

今の価格転嫁の話というのは、B to C と B to B の両方を考えなくてはいけなくて、一般的に国の方で価格転嫁の話が出てくるというのは B to B のことです。長野県の場合には下請け、孫請け、さらに三次請けという本当に小さい企業の方が多くて、その中で、本社は東京とか大都市圏にあるとか、そういうところはだいぶ理解してきている。それは公正取引委員会の下請指針が出て、上部団体からも言われているので、しっかりと理解しているわけですが、それがさらに下へ降りていくかという課題があって、今まで中小企業の下請けとか孫請けの皆さんには親企業から言わされることを何でも聞いて、一生懸命コストを下げる少ない単価で出すという使命感でしっかりとやってきたのが、今は交渉できる環境になった。ようやくそういう素地はできたかなという矢先にあって、交渉は年に 1 回というような感じで、毎回物価が高いからお願いというわけにはいかず、1 回でいろいろなデータを揃えなくてはならず、それがなかなか難しい。あれを持って来い、これを持って来いという話になってくるので、そこまではできない、なかなか難しいということで話がまとまらない、進まないという話です。そういうところもだんだん解消してきているという話は聞いておりますが、これは特に製造業中心に聞いていることですが、さらにそれが孫請け、三次請けになるとさらに厳しくて、そんなことも考えられないくらいの状況に陥っているというのが 1 つあります。

もう 1 つは B to C の方で、消費者相手の小売業とかサービス関係は、価格転嫁とかはなかなか難しくて、消費者さんに上乗せをすればやはり逃げられてしまうというような意識があります。それは大手スーパーさんが発注先から来る商品の価格はこうなりましたよ、物価が高いのでこの商品はこのくらい上げますよというのがニュースにもなって理解はしているけれども、そうじゃない飲食店とかについては、例えばラーメン一杯を 100 円、200 円上げていくとお客様は離れてきますので、それが怖くてできない。そういうことはどうするのかと経済産業省などに聞くと、その対策は政府としてはございませんと言われる。それは B to B のところは、取引の関係で下請け G メンや相談体制が整っていますけれども、消費者の云々についてはそういう対策は経済産業省としてはできないと。その中で期待するのは

世論の高まりとか個人消費の拡大とかしかないわけですから、そういうところは難しい。だから全体的に押し並べていくと難しくなっていくというところです。

○鷺山委員

今の宿泊業はすごく苦しんでいます。インバウンドが凄くて、儲かっているところはすごく儲かっているし、潤っているところはあるけれども、そうじゃないところはやはりいまだに単価を安くしてお客様を受け入れようと努力していて、やはり宿泊費を上げられないところもある。そうなると、当然仕入値は上がっていますので、利幅が少ないどころか赤字になってしまいます。その辺は、やはり二極化しそぎていて、高い部屋から予約が埋まっていくという話も聞きますけど、逆のパターンで、やってもどんどん赤字になってしまいうといふ状況も見受けられます。そういう話を実際に聞いているので、そこら辺を何とか救っていきながら従業員さんの給与が上げられるような形にできないかなと思います。なかなかそういうところは機械化が進んでいるわけではないので、非常に苦しんでおります。

斎藤委員

我々もB to Bに関してはいろいろと苦労をしております。メーカーとは言え、通常ティア1と言われる大手を相手にしているところで、先ほど申し上げた、実は上げてもらう理由を出すのがものすごく大変です。これは私も分かります。実際にも一緒にやったことがありますけど、本当に何故上げるのかということをちゃんと提示していかなければいけないものに関しては、例えば数百円上げるのに何百時間もかかるわけですよね、資料を作るだけで。それは数人の人たちが何十時間もかけてやるからトータルではもう何百時間かかっていまして、100円上がるのか、それともまだ出せと、これが欲しい、あれが欲しいとなる。私もそのところの苦労はわかりますけれど、そういうことに関して、例えば我々の方とかでもツールがあります。ホームページにも。例えばガス料金とか電気料金入力するとすべてデータになるというちゃんとしたのがありますので、そういうものを一般公開しているものですから、そういうものを使っていただければ。自動車工業部品とかそういうとこのサイトにツールがありますので。特に小さい事業の皆さんでよく聞くのはやはりそこですよね。なぜ交渉しないのかといったら、交渉しないのではなくて、交渉の仕方がわからないとか、交渉するのに持っていくものが作れないとか、経営者の方々が少人数でやっているところがありますので、そういうツールもご提供できるものは是非しますので使っていただければと思います。

中村委員

価格転嫁の中でよく言われるのは、原材料費と燃料、エネルギーといったコスト、それと労務費。これがベースとなってコストとしてかかってくる。それを転嫁したいと言うと、ツールがあったとしても、データとして取れるのはコスト。原材料費というのは、これがこれだけ上がりましたからと言うと比較的分かりましたと言ってくれるところはあるかもしれない。コストの部分も、1、2年前のデータを揃えて、例えばツールに入れて持っていくと、これは分かりましたということになってくる可能性もありますが、労務費の部分は、賃金を

上げますと言ってもそれはこちらとしては関係ないでしょうという話になってくるので、データを取ると、原材料費は比較的価格転嫁しやすいが、コストはそういったエビデンスをちゃんと言わないと難しい、労務費は全く相手にされない。こういうことがデータになってきているので、やはり難しさが出てきてしまっているのかなと考えています。

斎藤委員

正直それもわかります。労務費というのは、なかなかメーカーさんからそのワードは出でこないです。あまりメーカーのこと言っちゃいけないですけど。人への投資という言葉がよく出てきますけれど労務費という言葉はあまり使わない、そこらへんは難しいところだと思います。その辺に関しては我々も同意します。

山本部会長

ありがとうございます。そのほかにご質問等ございましたらお願いします。

竹村委員

昨日の堀会長の話の中でも二極化という言葉が何回も出てきておりました。確かに好調な企業とそうでない企業、それから大手と小規模零細企業と隔たりがあって格差がすごく生まれているのかなということは分かりますが、この最賃の審議の中でどこの部分を見ながら最賃の考え方をもっていかなければいけないのかがここ数年難しいのかなと思っております。確かに、第4表には労働者30人未満の本当に小規模な事業所の数字が載っていますが、そこを中心に最低賃金を決めていけばいいのか、中規模のところの業績に合わせて、その考え方で最賃を上げていくのかというのがすごく難しくて、やはり下に合わせれば上げ幅も少なくなってしまいますし、上に合わせれば上げ幅が大きいということなので、ちょうどよいところを見ることになると、先ほどの資料の影響率などを見てこの辺りならなんとか行けるのではないかところを労使で話し合いして決めていければ一番いいのかなと思います。あと、今日の審議で目安金額が出てこなかったのが私としてはいいのかなと思っておりまして、最初にこういう話ができる、長野県にふさわしい状況というものをお互い共有することで、歩み寄る仕組みができるのかなと思っております。目安額が出てきたときには当然金額の話になりますが、その前に今みたいな話し合いが出来ればと思っていますので、お互いにもっと考え方を議論していければと思います。ですので、いろんな資料を見ながら、最低賃金に関する3要素の生計費とか賃金とか支払い能力についての感覚を労使で合わせておきたいなと思います。金額ではなくて、今の状況はやはり最低賃金上げる必要がありますよねとか、そういったことを労使でしり合わせていくことが必要ではないかと思っております。金額が高い低いではなくて、今の状況がどうなっているのかを最初に考えたいと思いまして、特に使側でいえば支払い能力、労側でいえば生計費のところとか、賃金の平均値とか、そういうところが今の長野県はどうなっているのかといったところをお互いに出し合って話ができるばうれしいと思います。

○山本部会長

ありがとうございます。今のご意見に関する考え方等ありましたらお願ひします。

岸山委員

今の話で、未満率と影響率が本当に重要です。それを見てやっていかないと、ただ単に上げればいいというわけでもないし、これから影響が出るところなのでそこは実際一番重要視していかなければいけないと思います。あと3要素のどこを見るかというと、それぞれの立場が違うのでそれぞれどちらかを重点を置くだろうけど、少し話が戻ってしまいますが、大事なのは従業員の皆さんのが給料アップですが、先ほど話したとおり小規模企業がおかしな状態にならないようなところで、数字だけではなく実態も見ながらいろんな資料を出してやっていければ良いのではないかなと思います。時間があまりない中で、実態の話や資料をいろいろ出してやっていければと思います。

中村委員

最低賃金制度は、最低賃金が決まった瞬間にそれを守らないといけませんよという形で全業種にかかるくる、しかもペナルティーがあるというか、それに縛られることになりますので、大手企業さん、耐えられる企業は良いのですが、そうじゃない企業はどうなるのかといつたらそのペナルティーの対象になってくるわけですね。そこはやはり厳しい制度でもあるがゆえにそこをしっかり見てもらいたいなというのが使用者側からの意見です。先ほどちょっとご紹介したように、長野県は町村部が多いし、小さい企業、事業者が多いですよね。そういう中でやっている事業者が、お父さん、お母さん若しくはご家族でやっているぐらいのところもいわゆる従業員として使っているところがあるけれども、そこに1人、2人をお願いしてやっているところも対象になってくる。そこへしっかりと上げろと言われてもなかなか難しい。こういう状況にもあってそういうところにも目を向けなくてはいけないというようにしていくのか、あるいは労働組合があるようなところがこうなっているから、それじゃあと言って未組織のところも含めてカバーしなきゃいけないという理屈になるのか、どこで線を引くかというと失礼かもしれないですが、そういうことだと思います。上げられるところはしっかりと上げていかなければいけないなと思っておりますし、それは経済回さなければいけないということで必要だと思いますが、どう考えても赤字になるし、赤字になったらどうにもならないということで上げられないところは淘汰されていいのかということになります。よく世間的に大学の先生で淘汰されれば良いんだみたいなことをおっしゃる方もいますけれど、それは地方にとってはそんなことを言われても敵わない。これだけ人口が減少激しくなってきていて、なおかつ町村部の減少が激しい。その中で事業者がやはり少なくなってきていて、後継者がいない中で先ほどの1つ2つの小さな大事な企業がなくなってしまったらどうするのかというような話がやはり出てきてしまう。そこをどう考えるかというところが、やはり最低賃金の制度も併せて、制度の在り方とそれから人口減少化における地方の問題とセットで考えてもらわないといけないというように思います。

齋藤委員

未満率とは、最低賃金を守っていない人の率ということですか。罰則のある法律を守っていない企業がこれだけあるということですか。

山本部会長

あっしゃっているように、今だと997円のところの話ですよね。

齋藤委員

そうです。未満率と言われてもよく分からなくて。要は守っていない企業が現にこれだけあるということですか。

山本部会長

今の998円の段階ではそういうことです。

齋藤委員

これからこれだけ出ますよということではなくてですか。

岡田賃金室長

事務局から説明させていただきます。調査結果による賃金の支払状況が先ほどの表になっていますが、997円以下の労働者が何人いましたというものになります。確かに、最低賃金を違反している事業者がそのまま調査票に書いてきたということは考えられますが、最低賃金には減額特例許可制度というのもありますし、この許可を受けている事業場が調査対象になっていて、減額された額を書いているということも考えられます。ですので、この表の997円以下の労働者がすべて最低賃金違反の状態であり、最低賃金未満の金額を支払われている人たちとは言い切れない部分があります。

齋藤委員

わかりました。ありがとうございます。

風間委員

特例制度を使っていない企業、労働者以外に対しては、ペナルティーを払えば問題ないですか。

山本部会長

実際のところどうなっているのか説明をお願いいたします。

岡田賃金室長

労働基準監督署としては、違反状態を確認した場合に、法律を根拠に是正勧告という行政

指導を行ない、その行政指導によって違反状態を是正していただくということをやってあります。ほとんどの会社は、その行政指導に従って違反状態が是正されますが、是正勧告にも従わない企業、事業者に対しては厳格に処分するということで、刑事的な処分に移行し、法律には罰則がありますので、罰金刑を科すという処理を進めていくことになります。

山本部会長

名前の公開とかっていうのはないですか。

岡田賃金室長

名前の公開はあります。

山本部会長

そういうこともあるということですね。ここが守ってなかつたよっていう。

岡田賃金室長

労働基準監督署が書類送検する段階で公表をします。

山本部会長

ありがとうございます。先ほどの基本的な考え方に関する意見・ご質問に関しては以上でよろしいでしょうか。

(特になしを確認)

ありがとうございます。例年どおり進めていくと、ここからは具体的な金額の提示ということになるのですが、金額提示のご準備はありますでしょうか。

齋藤委員

特にありません。

山本部会長

使用者側の方はございますでしょうか。

鈴木委員

準備といいますか、ある程度の金額があったほうが議論するのにいいですよね。

山本部会長

今日は労側にご準備がないということですが、使側だけでもそれを出せるかどうかに関しては、ご提示いただいてもいいですか。

鈴木委員

毎年同じ数字を使っているようでいけないかもしれません、第2回本審資料の24の中の資料1に、令和7年賃金改定状況調査結果という資料がありますので、ご覧ください。資料24の中に1があって、その6ページから第4表の、があります。第4表の一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍した労働者のみを対象とした集計）という表があるのですが、長野県はBランクなので、賃金上昇率3.4%です。これを長野県の現在の最低賃金998円に掛けますと、上昇分は切り捨てで33円になりますので、この額をこちらの目安ということで提案します。あと、先ほどの話で未満率とか影響率が出てきましたが、この33円を落とし込んだ場合に、影響率は19.8%になります。去年は何パーセントぐらいでしたか。

山本部会長

去年は17.4%ですね。

鈴木委員

去年より影響率は高くなってしまうことになります。

山本部会長

分かりました。本日の時点で、使側としてご提示いただくものとしては、先ほど話がありました、第4表のBランクの計3.4%ということで、具体的な数字としては、引上額33円が今日ご準備いただいている金額ということでよろしいですか。

鈴木委員

はい。

山本部会長

ありがとうございます。

鈴木委員

国の目安額が来る前に言ってしまうのはどうかとも思うのですが。

山本部会長

分かりました。ありがとうございます。

竹村委員

これは33円ですか、34円ですか。

山本部会長
計算すると 33.932 円になりますが。

鈴木委員
34 円で。

竹村委員
分かりました。

山本部会長
34 円ということで。

鈴木委員
企業の規模レベルというところはあると思いますが、やはりそうは言っても全部が対象になっているわけなので、一応ある程度の対象として考えた場合、これくらいじゃないかなと思います。

山本部会長
分かりました。ありがとうございます。

竹村委員
この影響率のところでいいですか。

山本部会長
はい。お願ひします。

竹村委員
この資料 24 の中に地域別最賃の未満率、影響率という資料をご覧いただきたいのですが、全体のページ番号が無くて、2. の地域別最低賃金の未満率と影響率という都道府県別の資料があると思うですが。

岡田賃金室長
事務局からよろしいですか。

山本部会長
はい、お願ひします。

岡田賃金室長

昨日配付させていただいた第2回本審の資料 24ですが、この資料の1枚目に資料一覧がありまして、この中の資料 3に地域別最低賃金、未満率及び影響率と書いてあります。9枚めくっていただきますとこの資料 3という横表が出てきて、その裏面になります。

竹村委員

こちらを見てもらいますと、昨年が17.4%ということで、長野県が真ん中に書かれていますが、長野県は山梨とかと同じくらい影響率が低く、例えば徳島とか福島を見ると影響率は高くて、長野県が影響率は低い状態で決めているということになるので、できれば他の都道府県と同じように影響率もう少し上げた段階で改正されてもいいのではないかというのが我々労側の考え方です。つまり20%を超えてやられている県があるということが1つと、あと大体の企業はあらかじめ最低賃金よりも高い節目のところで賃金を設定しているということで、本日の資料 1の表を見ますと、ある一定のラインを超えると急激に影響率が上がることがあります。例えば、本日の資料 1の表の2ページを見ていただきますと、1050円から1051円になるところで急激に3%ほど上がっています。ですので、大体の企業は1000円とか1050円とかそういう節目の額を設定しているということも考えられるので、長野県は今、1050円くらいを見ながらやっているのかなと感じるところです。あと、1000円から1001円のところを見ても急激に上げ幅が大きくなっているので、時給1000円でやっている企業が多いのかなと感じております。特に昨日の意見陳述の中でツルヤ労組からも話がありましたが、最低賃金に合わせてパートの時給を上げているという傾向がスーパーマーケットには強いので、最低賃金によってパートの賃金が決まることを考えると、額を上げる意味はあると思います。長野県は影響率がちょっと低いのでもう少し上げてもいいような感じは受けます。長野県らしさを出すということであれば、他の都道府県をもう少し追従してやっていくことも大事なのかなと感じています。

山本部会長

今おっしゃりました影響率のところに関しては、折れ線グラフだと例えば1番右に全国平均23.5%と書いてありますけれども、こことは言わないまでも、他と比べたらそこら辺に向かっていってもいいのではないかというご主旨ということですね。

竹村委員

そうです。

山本部会長

ありがとうございます。

竹村委員

ですので、そのあたりを見ると1050円とか、そこら辺まで行けるところではないかというのは我々の思っているところですね。

山本部会長

同じような影響率を考えたらその辺でもということですね。

竹村委員

それ以上は目指して欲しいというのが我々の思いですね。

山本部会長

今日具体的な提示はないけれども、この辺は目指して欲しいということですね。分かりました。だからといって今日そこで最低限というわけでもなく。

竹村委員

影響率だけ見ると、そういったところももう少し考えてもいいのではないかといったところです。

山本部会長

ありがとうございます。先ほど使側から金額の提示ありましたけれども、その他にご質問とかご意見とかありましたらお願いします。ところで、今公開の場でやっていますけれども、そこに関しては問題ないという理解で大丈夫ですか。

(労使委員から問題なしの発言あり)

竹村委員

第4表のところで、今年は最初から を提示していただいて非常にありがたいなと思ってあります。昨年までだと が使われていましたが、この の引上げ率も去年と比べて数パーセントですが上がってはいます。3要素の1つの賃金でいうと、今年は去年より防衛的な賃上げはあったとは思いますが、全体的に底上げされて今年は去年よりは少し上向いているというような感覚を持たれていることなのでしょうか。使側の皆さんのがこの第4表をどう考えているのかということですが。

岸山委員

どちらにしても目安が出てから話した方がいいのではないですかね。目安伝達がされて、労側から数字が示されたところで。そこからの方がいいと思います。

竹村委員

ただその感覚的なものをきちんと労使で話をしておいた方がいいのかなと思います。

岸山委員

大手さんは報道あるように非常にいいですよね。しかし、そうじゃないところはそうじゃないと。

竹村委員

この調査は30人未満のところなので、そういう企業が少し賃上げ率を高くしているという認識なのかなとはこちらは思うのですが、その辺はどうなのかなと。

犠山委員

その議論はこれからでいいと思います。

山本部会長

ほかにご意見・ご質問等はありますでしょうか。よろしいですかね。本日の時点で個別協議求めたいとか、そういったことは今の時点ではないという理解でよろしいでしょうか。

(労使委員からなしを確認)

先ほど使側から金額の提示がありましたけれども、今日はこの時点で質疑応答に関しては特にご意見とかないということでおよろしいでしょうか。

(労使委員からなしを確認)

山本部会長

分かりました。本日の確認というか金額に関する確認をさせていただきますが、労側委員からは本日はご提示がないということで、次回以降のご提示をお願いしたいと思います。

使側委員からは34円の引き上げということで金額が1032円でよろしいですかね。998円に34円足した1032円ということはご提示があったということになります。

次回が、来週8月4日(月)ということになりますが、またその時に金額のご提示のご準備をよろしくお願ひいたします。

それでは、次回の日程については事務局の方からのご説明をよろしくお願ひします。

岡田賃金室長

事務局からご説明をさせていただきます。次回は、来週8月4日(月)の午後13時30分から、場所は長野労働局の2階会議室にて開催となります。その際、次回、中央最低賃金審議会からの目安答申について、伝達させていただく予定にしております。なお、中央の動向ですが、本日の新聞にも掲載されていたと思いますが、第5回の目安に関する小委員会が、明日7月31日、時間は13時から開催されるとのことでホームページにも載っております。

そこで明日の第5回の目安の小委員会で目安報告がなされ、翌日8月1日の中央最低賃金審議会で答申がなされれば、長野における8月4日の専門部会にて目安伝達が可能となりま

す。ただし、第5回の目安小委員会での目安報告というものがさらに遅れるとなった場合は、8月4日の専門部会にて目安伝達ができず、長野において金額審議ができないということが考えられます。昨日、齋藤委員から、目安伝達ができなければ8月4日は開催しない方がよいのではというお話があったと思いますが、その場合においては8月4日の専門部会は開催せず、日程表でいいますと予備1の日程となり、8月の5日に第3回の専門部会を開催したいと考えております。

ですので、8月4日に専門部会を開催しないことになった場合は、事務局の方から8月4日の午前中のできる限り早くに、各委員にメール及び電話で開催しない旨の連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

山本部会長

ありがとうございます。目安伝達がなかった場合、8月4日は開催しないということで使側委員もこの理解で大丈夫ですか。

(使用者代表委員から問題なしを確認)

山本部会長

労使双方大丈夫そうですね。ありがとうございます。それでは、皆様方にはご多忙の中、引き続きご審議をお願いすることになり恐縮ですけれども、また次回以降金額のご提示、また更なるご主張をお願いしたいと思います。

続きまして議題(2)「その他」について、事務局から何がありますか。

岡田賃金室長

特にございません。

山本部会長

その他、労働者代表委員、何がありますか。

(特になしを確認)

使用者代表委員、何がありますか。

(特になしを確認)

山本部会長

ありがとうございました。本日はこれで閉会とします。ご苦労様でした。

閉会